

PI外環沿線会議の開催について

- 東京外かく環状道路（関越道～東名高速）について話し合いを行います -
- 記者発表資料 -

国土交通省関東地方整備局と東京都都市整備局では、東京外かく環状道路（関越道～東名高速）について、沿線地域の住民、利用者や国民一般に情報を公開した上で、広くご意見を聴きながら検討を進めています。

この度、PI外環沿線協議会後の話し合いの場として、PI外環沿線会議を開催することとしましたのでお知らせ致します。

【会議の概要】

- 1 日 時 平成17年1月18日(火)午後7時00分～9時00分
- 2 会 場 東京都庁第一本庁舎33F北側特別会議室N6(別紙1参照)
- 3 委 員 国土交通省、東京都、沿線自治体の担当者、
PI外環沿線協議会協議員経験者(住民協議員)
- 4 報道取材及び傍聴について
報道取材及び一般の方の傍聴が可能です。(詳しくは別紙1参照)

【参考資料】

経緯(別紙2参照) 会議趣旨(別紙3参照)

平成17年1月14日

国土交通省関東地方整備局
東京都都市整備局

発表記者クラブ

国土交通記者会	国土交通省建設専門紙記者会
国土交通運輸記者会	竹芝記者クラブ
さいたま新都心記者クラブ	横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会	都庁記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省東京外かく環状道路調査事務所調査課長 すずき みちひと 鈴木 通仁
電話：03-3707-3896(内線 778-451)

東京都都市整備局都市基盤部外かく環状道路担当課長 へんみ たかお 邊見 隆士
電話：03-5388-3326(都庁内線 30-470)

1 . 報道取材について

取材中は必ず社名腕章を着用して下さい。

会議中の取材について

- ・カメラ撮り等は、会議開始後、頭撮りが可能です。
 - ・受付は、会議会場で済ませて下さい。午後6時30分～
 - ・なお、同席取材は会議中全てが可能です。
- 駐車場の用意はありませんのでご了承下さい。

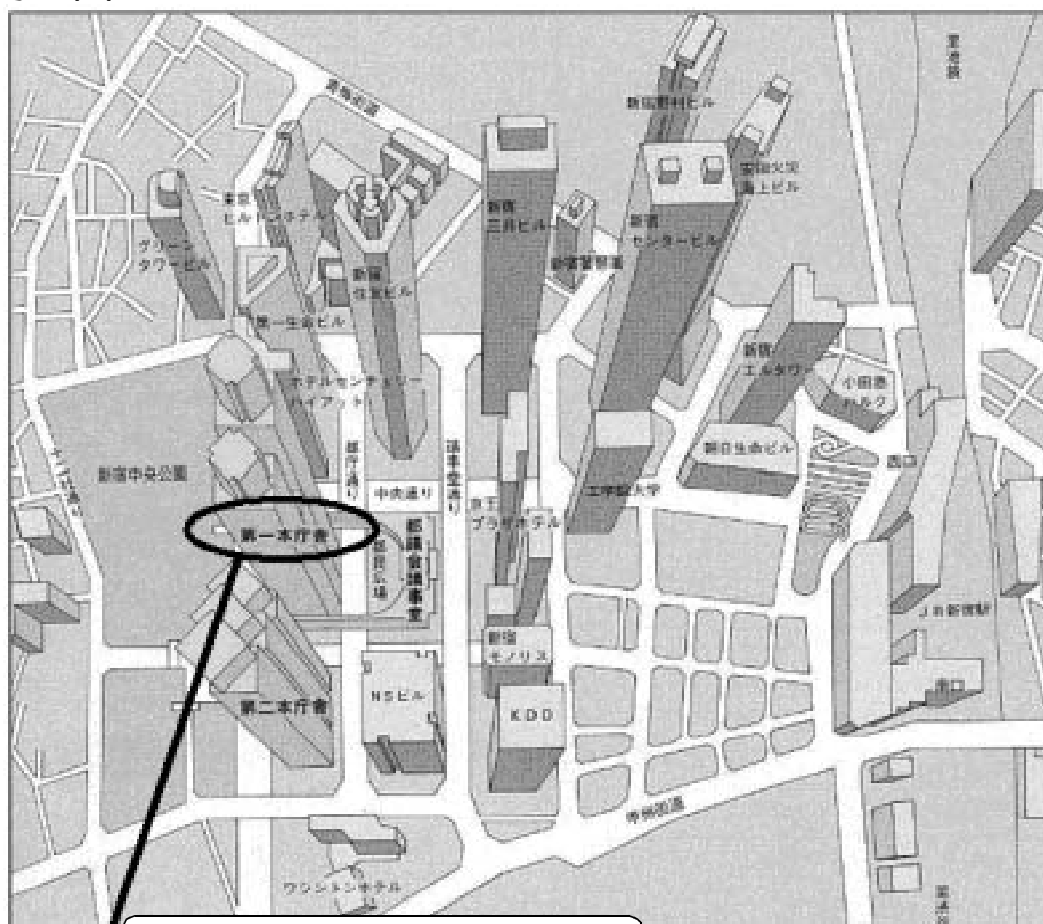
2 . 一般の傍聴者の参加方法について（報道関係を除く）

傍聴を希望される方は、当日、会場までお越し下さい。

傍聴席は70席程度ご用意する予定ですが、席が満員になった場合には、入場をお断りする場合があります。

駐車場の用意はありませんのでご了承下さい。

案 内 図



会場：東京都庁第一本庁舎33F 北側特別会議室N6
住所：東京都新宿区西新宿2-8-1

東京外かく環状道路（関越道～東名高速）における話し合いの経緯

平成12年4月

東京外かく環状道路に関する地元団体との話し合いを開始

平成13年9月～平成14年3月

PI外環協議会（仮称）準備会 全9回開催

平成14年6月～平成16年10月

PI外環沿線協議会 全42回開催

東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）について、原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聴くパブリック・インボルブメント（PI）方式で話し合うことを目的とし、平成14年6月にPI外環沿線協議会（以下、協議会という。）を設置し、計42回にわたり話し合いを実施。



- ・平成15年 6月 中間とりまとめ
- ・平成16年10月 2年間のとりまとめ

オープンハウス

協議会、地元区市、東京都、国土交通省の共催による外環オープンハウスを平成15年6月から平成16年8月までに30回開催。

地域毎の話し合い

全体協議会に加えて地域毎の話し合いを実施。形態と内容は、地域別に相談し各地域で開催。

平成16年11月～12月

準備会

3回の準備会で、会議の位置付け、名称等について話し合った。

平成17年1月～

PI外環沿線会議

「PI外環沿線会議」を開催。

PI外環沿線会議 会議趣旨

【名称】

会の名称は、「PI外環沿線会議」(以下、単に「PI会議」という。)とする。

【位置づけ】

PI外環沿線協議会2年間のとりまとめを踏まえ、東京外かく環状道路(関越道～東名高速)(以下、「外環」という。)に関し、PI外環沿線協議会の協議員経験者(住民協議員)と国土交通省、東京都、沿線自治体が話し合う場とする。

【話合いの内容】

外環の必要性及びPI外環沿線協議会2年間のとりまとめにおいて今後の課題とされた事項などについて、引き続き話し合う。

【参加者】

PI外環沿線協議会の協議員経験者(住民協議員)、国土交通省、東京都及び沿線自治体の担当者とする。

【事務局】

PI会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局東京外かく環状道路調査事務所および東京都都市整備局が担当する。

【進行役】

PI会議に進行役を置く。進行役は、当面の間、事務局が担当する。

【公開】

PI会議は、傍聴を認め、会議資料及び議事録を公開するものとする。

【意見交換会】

PI会議に、参加者相互の率直な意見交換の場として「PI外環沿線会議意見交換会」を設ける。

意見交換会は、傍聴を認めず、会議資料及び議事概要を公開するものとする。

【その他】

1. その他、PI会議の運営に関し必要な事項は、別途定める。
2. PI会議の位置づけ、話合いの内容等に変更が生じた場合、PI会議を見直す。
3. 以上について、変更が生じた場合は、PI会議に諮り定める